

業者特定理由書

下記の理由により見積事業者を特定する。

記

- 1 件名 西岡高台ポンプ場直流電源設備整備修繕
- 2 業者名 株式会社 北海道ジーエス・ユアササービス
- 3 特定理由 本修繕は、株式会社GSユアサが製造した直流電源設備の整備である。
直流電源設備の信頼性向上と機能維持を図り、円滑かつ効率的な運転を確保するためには、適確な整備を行い性能評価することが必要であり、製品に精通した知識や技術が必要不可欠となる。
よって、製造者が保有する機器独自の設計データがなければ履行が不可能である。
標記業者は、上記の条件を満たす唯一の業者であることから、特定するものである。
- 4 根拠規定 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当すると判断されるため。

備考 この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

※本様式は「札幌市水道局物品・役務契約等事務様式基準（平成29年4月17日 総務課長決裁）」に定められる。

業者特定理由書

下記の理由により見積事業者を特定する。

記

- 1 件名 定山溪浄水場原水流量調節弁整備修繕
- 2 事業者名 株式会社 電業社機械製作所 北海道支店
- 3 特定理由

本修繕の対象となる定山溪浄水場原水流量調節弁は、(株)電業社機械製作所が納入・据付したものであり、浄水システムとして重要な役割を果たす設備である。

本修繕では、製造元の純正部品でなければ既存設備に適合せず、また、機器の劣化具合の診断や機能回復・調整に必要である製造元のみが保有する構造、部品の組立・調整方法など機器に関するデータと専門整備技術がなければ機能の回復は確保できない。

以上より、上記業者以外では本修繕を履行することができない。

4 根拠規定

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当すると判断されるため。

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

業者特定理由書

下記の理由により見積事業者を特定する。

記

- 1 件名 白川第2浄水棟12号沈澱池クラリファイヤ修繕
- 2 業者名 三機アクアテック株式会社 北海道営業所
- 3 特定理由 本修繕の対象機器は、凝集処理で沈澱池に堆積する汚泥を排泥ピットに掻き寄せ、引抜処理するために設置されている汚泥掻き寄せ機（以下クラリファイヤ）である。
この機器に不具合が生じ排泥処理が停止すると、沈澱池の汚泥堆積が管理値以上となり、沈降傾斜板の機能低下や沈澱水濁度の上昇など、浄水処理に大きな影響を与える。
本修繕は、クラリファイヤの分解整備を行い、機器の構成部品の交換、動作状況の確認などの総合的な試験調整を行い、設備の機能回復を図るものである。
対象機器は、製造元の純正部品でなければ既設と適合せず、また部品の組み立て調整など製造元のみが保有する機器独自の設計データがなければ機能の回復は確保できない。
上記業者は、対象機器の製造元である三機工業株式会社と修繕に必要な機器の構造や設計データを共有し、対象機器のメンテナンスの代理店に指定されている唯一の業者である。
以上より、上記業者以外では本修繕を履行することはできない。
- 4 根拠規定 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当すると判断されるため。

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。